

令和6年度板橋区生活安全協議会

開催日時 令和6年7月5日（金）9時00分～11時45分

会 場 区役所本庁舎南館4階 災害対策室AB

出席者 生活安全協議会委員27名（1名欠席） 専門委員11名 計38名

1 委員紹介

防災危機管理課長

委員を紹介させていただきます。

—委員の紹介—

防災危機管理課長

資料の確認をさせていただきます。

—資料の確認—

防災危機管理課長

令和6年度板橋区生活安全協議会を始めさせていただきます。初めに、本協議会の会長であります区長からご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

区長

皆様おはようございます。今日は早朝から大変暑い中、また、お忙しい中、板橋区生活安全協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、本日お集まりの皆様におかれましては、平素から板橋区の安心・安全なまちづくりにご尽力いただいております。誠にありがとうございます。

さて、区内の犯罪発生件数でございますが、平成15年に約12,000件とピークを迎えて以降、減少傾向にあります。令和4年と令和5年の犯罪発生件数は、それぞれ前年に比べて増加をしております。

その中でも、区内の特殊詐欺被害につきましては、令和5年は、被害件数が137件、被害金額が約3億4,000万円となっております。特に、被害件数で言いますと、23区で4番目に多い結果となっております。特殊詐欺の被害者は、ご高齢の方が多く、大切に蓄えた財産を狙う卑劣な行為は、断じて許されるものではないと考えております。

そのほかにも、子どもを狙った犯罪が全国でも発生をしております。「子どもに対する犯罪を板橋区では絶対に起こさない」そのような意識のもと、区内警察署と連携を図りながら、さまざまな手段で被害防止に努めてまいりたいと考えております。

消防関係では、令和5年の区内救急出場件数は、約32,000件となっており、これは前年に比べ、約1,200件の増加となっております。

板橋区からも「救急車ひっ迫アラート」の広報に協力をする等、救急車の適正利用の呼びかけを引き続き行ってまいりたいと考えております。

本日開催しております板橋区生活安全協議会には、さまざまな団体の代表の方にお集まりをいただいております。それぞれの立場からご意見を交わしていただくことはもちろんのこと、お互いに協力し合って、犯罪がない安心・安全な板橋区を実現できると考えております。

皆様の活発なご議論をよろしくお願いしたいと思っております。

簡単ではございますけれども、開会にあたり挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し

上げます。

防災危機管理課長

それでは続きまして、板橋区議会議長からご挨拶を頂戴いたします。

区議会議長

皆様おはようございます。

日頃から皆様には、区民が安心して安全に暮らせるまちづくりにご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

先ほど、区長からもご紹介がありました特殊詐欺被害についてですが、板橋区では年間3億円以上の被害があるということをうかがっております。一部の報道で聞いたのですが、特殊詐欺の被害に遭う多くの方が65歳以上の方ということで、老後に向けて一生懸命働いて、家族で貯めてきたお金をとられてしまうということに、大変本当に憤りを感じるところです。

去年も私、生活安全協議会の委員を務めさせていただきまして、その際にもお伝えさせていただいたのですが、私の知人でご高齢の方なのですが、大規模の詐欺に遭いました。FXという、ご高齢の方に馴染みがなさそうな金融商品の詐欺でして、その方は大変悲しい思いをされていました。途中、その方は、「私、最近、投資で少し余裕があるから、老後は町会にお金をかなり残せそうです。」と、とても楽しそうにおっしゃっていたのですが、それが実は根こそぎ詐欺被害に遭ってしまったということで、本当に悔しい思いをされたことと思います。

警察署の方々の取組、私もよく見ます。街中のATMや駅の構内にあるATMにおかれまして、とても献身的にパトロールをさせていただいておりまして、本当にありがたく思います。

固定電話に出ない・留守番電話で対応する、自動通話録音機をつけるというような対策を徹底していくことが大切です。これは今日お集まりの皆様の協力や地域の力、私たちが広めていかなければならないと、つくづく思っています。

話は変わりますが、私も志村消防団に所属しており、志村消防署管内では、火災が正月から続いたのですが、少し落ち着きを見せているそうです。しかし、やはり、どんな火災原因があるのかということ、私たち区民も知ったうえで、注意をしていかないと火災が減らないと思います。そこで、地域・私たちの力が必要になってくると思います。

今日はさまざまなご報告があると思いますので、それをしっかり聞いて地域で連携を深めて未然に防ぎたいと思っています。

区議会もしっかりとご協力をしてまいりますのでどうぞよろしくお願いします。

防災危機管理課長

続きまして、区内警察署を代表いたしまして、志村警察署長からご挨拶をお願いいたします。

志村警察署長

皆様おはようございます。

板橋区内三警察署を代表いたしまして、ご挨拶させていただきます。

初めに、本日お集まりの皆様には、平素より警察活動全般にわたりまして、深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

さて、警視庁では、増加するひったくりや侵入窃盗、自動車盗などの犯罪に対応すべく、平成18年に犯罪抑止対策本部を設置しまして、各種対策を実施してまいりました。その結果、発生件数を減少させることができた一方で、特殊詐欺の件数につきましては、高止まりの状況が続いており、さらには、被害金額につきまして、3年連続で増加している状況となっております。こうした状況を踏まえまして、本年4月に特殊詐欺対策本部を新設して、特殊詐欺に特化した根絶に向けたさらなる強化を図ることといたしました。

区内の特殊詐欺発生状況等につきましては、後ほど、担当者から説明させていただきますが、

区内三警察署といたしましては、今後も区民の皆様が安全で安心して生活できる、犯罪の起きにくいまちづくりと規範意識の向上を目指した各種対策を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様方のご理解と、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

防災危機管理課長

続きまして、区内消防署を代表いたしまして、板橋消防署長からご挨拶をお願いいたします。

板橋消防署長

皆様おはようございます。

消防署を代表しましてご挨拶を申し上げます。

平素より皆様におかれましては、消防行政の推進に多大なご支援ご協力いただいておりますことを、この場をお借りしまして感謝申し上げます。消防署から火災と救急についてご説明申し上げます。

まず、火災についてですが、板橋区内、今年に入ってから昨日まで59件の火災が発生しているというような状況でございます、昨年の同時期と比べますと17件減少しております。今年の特徴なのですが、電気火災、例えばモバイルバッテリーやコンセント、電子レンジなどによる電気を起因にした火災が非常に増えておりまして、59件中22件が電気火災となっております。

消防署としましては、火災原因別の出火防止対策、自宅用火災警報器の設置・維持管理などという早期の火災発見対策及び消火器の設置などといった初期消火訓練などによる初期消火対策という、この三つの対策について皆様に継続して訴えていきたいと考えております。

また、救急出場件数につきまして、年々増加の一途をたどっております。今年に入ってから、過去最高を記録した昨年を上回るペースで推移しているというような状況でございます。これからの時期、熱中症が増えるということでありまして、さらに救急出場がひっ迫するということなどが予想されております。

消防署としましては、今後も板橋区をはじめ、関係機関の皆様の協力いただきながら、あらゆる媒体を通して、救急車の適正利用について訴えてまいりたいと考えております。

こうした取り組みにつきまして、今後皆様にご協力いただきながら、安全安心のまち板橋を守っていききたいと思っておりますので今後ともご協力の方よろしく申し上げます。

防災危機管理課長

ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。議事の進行につきましては、本協議会の会長であります区長をお願いいたします。区長よろしくをお願いいたします。

会長

皆様どうぞよろしくお願いいたします。それではただいまから、報告事項に入ります。はじめに、「令和5年度板橋区生活安全協議会活動報告」について、板橋区防災危機管理課長から説明いたします。

3 報告事項

(1) 令和5年度板橋区生活安全協議会活動報告（資料1）

防災危機管理課長

それでは資料1「令和5年度板橋区生活安全協議会活動報告」をご覧くださいと思います。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

まず、令和5年度板橋区生活安全協議会専門部会についてです。「1 専門部会活動概要」に記載してあるとおり、専門部会は令和6年2月6日に開催する予定でしたが、前日に大雪警報が発令されたことから、2月15日から3月1日までの書面開催に変更させていただきました。議題は(3)に記載の4件となります。

続いて、「2 重点項目に関する活動報告について」でございますが、恐れ入りますが別紙1をご覧くださいと思います。別紙1は、生活安全協議会の重点項目に関する各機関・団体等の皆様の活動報告となりまして、現状や対策をまとめてございます。

別紙1の「2 特殊詐欺・悪質商法対策について」でございますが、特殊詐欺の現状といたしましては、全体的に高い水準で発生しており、特徴としては、オレオレ詐欺や預貯金詐欺、サポート詐欺が多くなっております。また、悪質商法につきましては、スマートフォン等での広告をきっかけといたしました商品購入トラブルが増加している状況でございます。こうした状況に鑑み、対策といたしましては、各種キャンペーン等による広報活動や注意喚起をはじめ、簡易型自動通話録音機や詐欺対策電話機の普及等が挙げられております。

裏面2ページへお進みいただければと思います。

「3 子どもに対する犯罪の防止対策について」でございます。現状として記載しておりますように、区内では、令和5年中に6件の発生が確認されております。対策といたしましては、メールけいしちょう及び「Digi Police」の登録推進のほか、地域安全マップ作成講習会の開催などが挙げられております。

続いて、「4 火災予防対策について」でございます。令和5年中の区内の火災件数は148件で、前年から12件の増加となっております。また、救急車の出場件数も増加しております。対策といたしましては、火災予防対策についての注意喚起や情報配信のほか、「救急車ひっ迫アラート」を発表するなど、救急車の適切な利用を訴えることなどが挙げられております。

続きまして、別紙2「生活安全協議会専門部会 書面による意見について」をご覧くださいと思います。別紙2については、専門部会委員の皆様からの意見をまとめております。1～2ページの説明は割愛をさせていただきまして、3ページへお進みいただければと思います。3ページでは、「2 議題についてのご提案に対する回答」といたしまして、議題について、ご提案があったものに対する回答をお示ししております。

まず、(1)地域安全マップ作製講習会について、各地域で講習が行われた方がわかりやすいとのご提案がございました。回答といたしましては、講習会は板橋・志村・高島平エリアをローテーションして、開催地域を決めております。ご提案のように、各地域で開催させていただいております。ちなみに今年度は板橋エリア、昨年度は高島平エリアで開催をしております。なお、この講習会でございますが、参加していただいたPTAの皆様は、講習会で学んだことをご自身の小学校で実践していただくなど、地域安全マップづくりを普及していくことが目的となっておりますので、引き続き、取組を進めていただくように、お願いできればと思います。

次に、(2)板橋セーフティー・ネットワーク事業についてですが、今までに加入事業者による110番通報等が何件あったのかというご質問がございました。板橋セーフティー・ネットワーク事業の趣旨といたしましては、日常生活や本来業務に防犯の観点を加えることでありまして、110通報等の実績報告については、申し訳ございませんが把握をしていないところでございます。引き続き、参加事業者や参加者の皆様には、日常生活や業務中の傍らでの見守り活動をお願いしたいと考えております。

次に(3)防犯カメラ維持管理費等補助について、防犯カメラの修理代の補助制度についてのご提案がございました。こちら、回答として記載しておりますように、防犯カメラの設置後7年を経過いたしますと、更新(いわゆる買替)という形で、再度防犯カメラの設置補助金が活用できますので、そちらをご利用いただければと存じます。特に、令和6年度から令和8年度までは、東京都の補助率が引き上げとなっておりますので、ぜひ、この際にご検討・ご活用いただくようお願いしたいと存じます。

その他、4ページから5ページにかけて、各団体や個人の取組についてまとめてございます。各団体の皆様におかれましては、日頃の防犯パトロールなど、ご協力をいただいているところでございます。

また、火災予防対策につきましても、消防署を中心に防火防災対策の周知や注意喚起を行っていただいております、この場を借りて感謝を申し上げます。

6 ページには、自由意見をまとめておりますが、「防犯には花を」というこれまでにない観点のご意見ですとか、救急車出場件数についてご意見をいただきました。いずれも防犯対策や救急車の適正利用の呼びかけ等の際に活用できればと思っております。

それでは資料1にお戻りいただければと思います。関係機関・団体の協働事業についてです。まず、「1 地域安全マップ作製講習会」でございます。小学校PTA連合会の協力のもと、6月24日にきたのホール及びその周辺で開催をいたしました。NPO法人 地域安全マップ協会に講師をお願いいたしまして、フィールドワークやマップづくり等の講習を行い、小学校PTAの皆様の会員及び児童の合計56名の皆様にご参加いただきました。地域の安全についてご理解を深めていただいたところでございます。

2 ページへお進みください。

「2 犯罪抑止生活安全のつどい」でございます。コロナ禍の期間は、動画配信等の形式で実施をしておりましたが、令和5年度は4年ぶりに通常通りの開催となりました。当日は漫才コンビのU字工事さんをお迎えし、詐欺被害防止の漫才を披露していただくなど、約600名の方にご参加をいただいたところでございます。

続いて、「3 生活安全の日キャンペーン」でございます。こちらは毎年12月20日を「板橋区生活安全の日」と定め、年末年始に増加する犯罪や火災を予防するため、関係機関や各団体の皆様と協力し、街頭キャンペーン等を実施しているものでございます。令和5年度は12月13日に、区立文化会館大ホールロビーとその周辺において、防犯防火グッズを配布したほか、「一般財団法人100万人のクラシックライブ」様をお迎えいたしまして、ストリートピアノとバイオリンによるロビーコンサートを開催いたしました。当日は約400名の方にお越しいただいたところでございます。

3 ページへお進みください。

「4 板橋セーフティー・ネットワーク」でございます。こちらは区内を中心に業務を行っている事業者の皆様や区民の皆様が、不審者等を発見した際の110番通報にご協力していただくなど、日常生活や日常業務に防犯の観点を加えていただくものでございます。参加していただいた方には、資料に記載しております「パトロール中」と書かれた防犯ステッカーやマグネットをお渡しし、「見せる防犯」にご協力をいただいております。なお、令和5年度からは、区民個人での参加も受け付けることといたしました。令和5年度は、事業者で6事業者、区民個人で25名の方が新規で参加しております。

続いて、「5 防犯設備の整備補助」でございます。こちらは町会・自治会や商店街の皆様を対象に、防犯カメラの設置費用の一部を補助しているものでございます。（3）の補助実績の表をご覧くださいたく存じますが、令和5年度は12団体からの申請がございまして、新規で30台、更新で38台の防犯カメラについて補助金を交付しております。なお、平成15年度からの設置台数は合計913台となります。

4 ページへお進みください。

「6 防犯カメラ維持管理費等補助」でございます。こちらは、今ご説明いたしました補助制度を活用して設置をいたしました防犯カメラの電気代等の維持管理費等を補助するものでございます。（3）に記載してございますように、令和5年度の補助実績は、維持管理費が19団体で197台、移設撤去費は2団体で移設6台撤去1台、電気料金が59団体で433台、電柱使用料が49団体で318台となりました。

5 ページへお進みください。

区の実施事業についてです。

「1 板橋区総合安心・安全パトロール」でございます。板橋区では、青色防犯パトロールカーによる巡回警備を24時間365日実施しております。また警察署等と連携をいたしまして、不審者情報や特殊詐欺のアポ電情報等があった地域の巡回を一定期間強化いたします「特別巡回警備」を行っております。令和5年度は247回実施したところでございます。

続いて、「2 詐欺対策機器購入費補助」でございます。こちらは電話を受けた際に、相手へ

警告のメッセージを流すほか、録音機能などが備わっている電話機の購入補助を行っているものでございまして、令和5年度は51件の申請がございました。

続いて、「3 簡易型自動通話録音機の配布」でございます。こちらは、65歳以上の区民の方を対象に、電話機に貼り付けるタイプの簡易型の自動通話録音機を無償配布しているものでございます。令和5年度は1,470台を配布いたしました。

6ページへお進みください。

「4 親子体験型防犯講習会（親子で体験あんぜん教室）」でございます。こちらは4月から小学校に入学するお子様とその保護者を対象に、2月17日と18日の2日間で合計3回、志村コミュニティホールで開催し、90組の親子に参加していただきました。犯罪から身を守る行動を学んでいただいたところでございます。

続いて、教育委員会事務局の事業となりますが、「5 いたばし子ども見守り隊・スクールガード」でございます。こちらは、児童の登下校時の安全・安心対策といたしまして、見守り活動のボランティア登録をしていただくもので、令和5年度は1,805人の方にご登録いただき、腕章等、活動に必要な物品の配布を行い、活動の支援をさせていただいたところでございます。

続いて、こちらも教育委員会事務局の事業となりますが、「6 通学路防犯カメラの設置」でございます。区立小学校の校地内及び通学路上に防犯カメラを設置いたしまして、児童の安全確保及び犯罪抑止を図るもので、現在は合計258台の防犯カメラを設置しております。

続いて、7ページから9ページにかけましては、区や関係団体、団体の皆様が協働で行った広報活動をまとめて掲載しております。

いくつか抜粋してご説明をさせていただきたいと思いますが、「2 LOCK（ロック）の日キャンペーン」でございます。6月9日、こちらは語呂合わせで「LOCK（ロック）の日」になりますが、イオンスタイル板橋にて、キャンペーンを実施いたしました。高島平警察署と日本ロックセキュリティ協同組合が協力し、防犯チラシや防犯グッズを配布するとともに、自宅などの施錠設備の見直しですとか、自転車・バイクの鍵かけを区民の皆様に呼びかけたところでございます。

続いて、「5 放置自転車クリーンキャンペーン」でございます。10月3日に成増駅、10月5日に大山駅にて、それぞれ高島平警察署、板橋警察署と協力してキャンペーンを実施し、放置自転車及び自転車盗を防止する呼びかけを行いました。

8ページ「10 STOP!!特殊詐欺イベント」でございますが、こちらは11月28日にマルエツ板橋南町店を会場に、板橋警察署と協力し、特殊詐欺対策チラシの配布やポスターの展示を行いました。また、CUTIEPAI「まゆちゃん」のご協力もいただきまして、ミニコンサートを実施したところでございます。

このほかの取組の説明は割愛をさせていただきますので、後ほどご覧いただければと存じます。

続いて、9ページから10ページにかけましては、区による広報活動を掲載しております。

「1 「最近の犯罪発生情報」の発行（週1回）」でございます。区においては、各警察署等からの情報をもとに、区内で発生いたしました詐欺被害、侵入盗、女性子どもに対する犯罪の発生情報などを毎週1回作成し、区のホームページやSNS等で情報発信しております。

続いて、「3 緊急犯罪情報の提供」でございますが、こちらは昨年10月31日、隣接する埼玉県戸田市及び蕨市内において発生した発砲人質立てこもり事件の際に、板橋区防災メールや公式LINEなどを活用いたしまして、重大事件の情報発信を行い、注意喚起を行ったところでございます。

最後に10ページ「9 特殊詐欺被害防止に向けた対策」でございます。

（1）（2）に記載のように、区が発行する冊子や区民の皆様宛てに送付する封筒などに、被害防止の記事等を掲載し注意を促す取り組みを行っているほか、区の事業開催に際して、特殊詐欺対策について説明を行うなど、積極的な広報活動を行ってまいりました。

説明が大変長くなりましたが、関係機関及び団体の皆様には、さまざまな活動にご尽力いただいております。改めて感謝申し上げます。令和5年度の板橋区生活安全協議会の活動報告は以上となります。

会長

続きまして、「令和6年板橋区内特殊詐欺認知件数」について、志村警察署生活安全課長からお願いを申し上げます。

(2) 令和6年板橋区内特殊詐欺認知件数（資料2）

志村警察署生活安全課長

本日は令和6年板橋区特殊詐欺認知件数について報告をさせていただきます。お手元の資料2をご用意ください。

まず、1枚目が今申し上げましたとおり、令和6年板橋区特殊詐欺認知件数について、2枚目が警視庁の防犯アプリ「Digi Police」の紹介をさせていただきます。以後、着座にて報告をさせていただきます。失礼いたします。

まず、資料2「令和6年板橋区内特殊詐欺認知件数」についてです。これは今年の1月1日から5月31日までのものとなっております。今年は、コロナ禍の収束に伴って人流が戻ってきたことにより、街頭犯罪が増加し、刑法犯の認知件数も昨年と比較して増加しております。その中でも、依然として高齢者を中心に被害が続いているのが特殊詐欺であります。この発生状況なのですが、三署合計で67件となっております。これは、昨年と比べ18件増加しており、かつ、被害額も増加しております。この67件について説明をさせていただきますと、手口としては、親族等を装い「病院、駅、喫茶店のトイレなどで必要な小切手等大事なものが入った鞆を置き忘れて困っている。」というような嘘を言い、現金等をだまし取る「オレオレ詐欺」と言われる手口のものが今年は25件発生しており、昨年より9件増加となっております。また、板橋区役所を騙って「医療費の還付金がある」と騙して、ATMに誘導し、現金を振り込ませる「還付金詐欺」、自動音声でN T Tファイナンス、あるいはお客様センターを騙って、携帯電話に「料金の未払いがある」と騙して、この料金を要求する「架空料金請求詐欺」と言われるものも依然として発生をしております。なお、区役所職員や警察官といった公務員、水道局、電気会社、ガス会社等の公益事業を装って、カード交換などの名目で、キャッシュカードを騙し取る「預貯金詐欺」については減少しております。冒頭で、被害額は増加していると申し上げましたが、特殊詐欺の被害に遭った方が、騙されているのに気づかず、そのまま信じてしまいまして、長期間に渡って、支払いを続けてしまい、中には、1,000万円以上の高額被害に遭ってしまったという方もいらっしゃいました。

続きまして、被害防止対策です。区内の三警察署では、それぞれ被害防止対策を行っておりますが、志村警察署の例を紹介させていただきます。

写真にありますように、高齢者が集まる場所での啓発に力を入れております。リハビリで入院中の方が退院後に被害に遭わないように、志村警察署の警察官がピアノを演奏して、癒しを与えながら特殊詐欺の注意を呼びかけました。

管轄内の遊技場で高齢者が出場するボウリング大会終了後に、「詐欺電話ピン！ときたら110番」（ピン！はボウリングのピン、あるいは気づきのピン！）というテーマで防犯講話を行っております。

それから年金支給日に金融機関において、板橋区役所と区内三警察署が共同開発しました簡易型自動通話録音機（いわゆる録音チュー）のデモンストレーションや配布をしております。

なお、被害が増えているばかりではありません。

これまで区内三警察署では、高齢者を訴求対象とした被害防止対策のみならず、犯人に騙されて、金融機関などの窓口で預金を下ろしに来ることを想定しまして、金融機関の店員さんにも高額の下ろしがあった場合には躊躇することなく、警察署へ通報するように依頼を日々しております。

本年はこういった通報により、すでにもう約40件の未然防止がありました。昨年と比較しまして、約2倍の未然防止に繋がっております。中にはパソコンがウイルスに感染したので修理代金が必要であり、コンビニで電子マネーカードを購入させて騙し取る「サポート詐欺」に関して

も、電子マネーカードを購入する方へ、コンビニの店員さんが声をかけて、「これはおかしいのでは」ということで警察署に通報していただき、未然防止に繋がった事案も、実際に数件あります。

こういった官民連携した取組を定着させるために、金融機関の職員や、コンビニの店員さんなどに対して、警察署長名の感謝状を贈呈しまして、称揚する傍ら、引き続きの協力依頼を図っているところであります。

以上が、令和6年板橋区内特殊詐欺認知件数についての報告でございました。続いて、資料2の2枚目になります。

警視庁スマートフォン向け防犯アプリの「Digi Police」についてご紹介させていただきます。「Digi Police」につきましては、平成28年の運用開始以来、現在は約77万人の方々にご利用をいただいております、過去にはテレビや新聞などでも報道されました。電車内で痴漢被害に遭った女性が「Digi Police」の痴漢撃退機能を使用して周囲の乗客に助けを求め、実際に犯人を現行犯逮捕したという事例もありますし、都民の間に防犯の役に立つアプリということが徐々に認知されてきております。参考ですが、昨日、内閣府が公表しておりました、若年層の痴漢被害に特化したオンライン調査の結果では、全国の16歳から29歳の男女の約1割が、痴漢被害を経験し、経験した方の約6割が電車内であったとのことでした。このほかにも、防犯ブザーや地域の不審者や痴漢などの犯罪発生情報を、この地図上に表示するなど、皆さんの日頃の安全な生活に役立つ機能がございますので、ご家族の方や、お知り合いの方、地域住民の方々に、ぜひ、この「Digi Police」の活用をお勧めしていただければ幸いです。私からの説明は以上となります。

会長

続きまして、「令和6年板橋区内火災状況」について、板橋消防署災害対策調整担当課長お願いします。

(3) 令和6年板橋区内火災状況（資料3）

板橋消防署災害対策調整担当課長

それでは、資料3「令和6年板橋区内火災状況」について報告させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

資料3をご覧ください。

5月31日現在の火災件数は、区内で52件でございまして、昨年の同時期から11件減少しております。また、先ほど署長からありましたように、本日（7月5日）現在59件で17件の減少という状況でございます。

しかしながら、焼損床面積につきましては、現在、区内合計457㎡でございまして、昨年同時期から152㎡増加している状況でございます。

また、死者数につきましては、現在3名の方が亡くなっておりまして、この数につきましては、昨年同時期と同じ人数でございます。

一方、出火原因別件数ですが、板橋区内では、現在、第一位が電気火災でございまして、ここに書いてあるとおり20件で、火災の約4割を占めている状況でございます。また、先ほどありましたように、本日現在22件と、この1か月で2件ほど増えている状況でございます。特に、電気機器やコンセント、コネクタ等を含む電気関係の火災が非常に多くなっております。この対策としては、コンセントの掃除ですとか、タコ足配線を避けるなどのことが出火防止となります。

また、被害を軽減するためには、やはり、住宅用火災警報器による火災の早期発見と消火器等による初期消火が有効でございます。初期に消火器を使用することで、発生した火災のうちの約8割について、被害が軽減されたとのデータもございます。

消防署といたしましては、住宅用火災警報器の設置・維持管理、各家庭に「マイ消火器」の設置促進、その取り扱いを把握するための防災訓練による初期消火訓練を推進してまいりたいと思

っております。また、本日お手元に、マイ消火器のリーフレットを用意しておりますので、ご参考いただければと思います。

ページをめくっていただきまして、2件の情報提供をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目が、熱中症予防対策でございます。

7月3日から熱中症警戒アラートが発表されております。熱中症による救急搬送の人員は、昨年7、112人になっておりまして、本年6月末日現在、769人が搬送されております。板橋区内では23名、6月の1か月では17名が搬送され、特に、そのうち高齢者は12名となっております。これから梅雨が明けまして、さらに暑くなり、熱中症による救急搬送が増えることが予想されます。熱中症の予防対策といたしましては、日頃から身体を暑さに慣らしておくこと、高温多湿・直射日光を避けること、計画的かつこまめな水分補給すること、運動時などは計画的休憩をとること等が挙げられます。また、今申し上げました熱中症警戒アラートの発表が出た場合には、危険を回避するために、区の実施事業であります区立施設のクーリングシェルターを活用するというようなことが有効かと思っております。

ページを2枚めくっていただきまして、二つ目、熱中症等で救急搬送も増えるということで、救急車の適時適切な利用のお願いでございます。

すでに、板橋区の防災メールや公式LINEからもご協力いただいております。7月1日には「救急車ひっ迫アラート」を発信させていただきまして、救急要請が非常に増加している状況だということをお知らせしております。真に救急処置が必要な方に救急車が早く到着できるように、救急車適正利用をお願いしております。また、救急車を呼ぶか迷った際には、#7119の救急相談センターにお電話をお願いしたいと思います。消防署からの報告・情報提供は以上でございます。

会長

続きまして、「令和5年度悪質商法等による消費者被害」について、板橋区くらしと観光課長から説明願います。

(4) 令和5年度悪質商法等による消費者被害について（資料4）

くらしと観光課長

それでは、「令和5年度悪質商法等による消費者被害」について、ご説明させていただければと思います。資料4をご覧ください。着座にて失礼させていただきます。

まず、「1 令和5年度相談の概要」でございます。

令和5年度相談件数につきましては、3,962件でございました。前年度については4,228件でございますので、令和4年度に比べ、266件減（前年度比93.7%減）ということで、若干ではございますが相談件数が減っているというような状況になっております。相談件数の約95パーセント、3,771件は電話による相談という状況になっております。

コロナ禍で外出を控えた影響から、店頭購入による相談件数が減っており、通信販売によるものが増えているという状況が続いています。そのため、令和4年度以降は、通信販売による相談件数が増えているというところでございます。

商品サービス別の相談件数でございますが、相談が寄せられるサービスにつきまして、不動産賃貸、商品一般ということが1位2位を占めているというような状況になっております。令和4年度と比べまして、商品一般、不動産賃貸は、変わらず上位を占めているという状況になっております。年代につきまして、10歳未満～10歳代について、相談件数は非常に少ないですが、インターネットゲーム等の課金等のトラブルが多いという状況です。20歳代から60歳代の方については賃貸住宅、不動産関係というのは多い状況です。80歳代以上の方は、屋根工事の契約に関するものも上位に挙げられているというような状況になっております。

2ページをご覧ください。2ページをご覧ください。

最近多く見かけられる相談事例ということでございます。

まず、1点目は、「定期購入のトラブル」になります。定期購入ということで、初回は安い金額ですが、次回以降高い金額で続いていくというようなものでございます。こちら、サイトで表示をしなければならないということになっているのですが、なかなか目立ちづらい・わかりづらいというような場合がございます。それについては、契約の際、確認をしていただくようお願いしております。また、こういった相談が来た際は、解約に向けた消費生活相談を行っているという状況でございます。

次に、「給湯器の点検商法トラブル」になります。こちらが実は今、非常に増えております。東京都の消費生活総合センターから、今年の6月26日に非常に増えているという旨の注意喚起の文書を消費者センターでもお預かりしております。これについても今後、啓発を続けていこうかと思っております。ちなみに、こちらの板橋区内相談件数でございますが、令和5年度は21件でしたが、令和6年度（4～6月）は、すでに24件と非常に増えております。非常に高額な給湯器を売りつけるというものになっておりますので、引き続き、注意喚起に努めてまいりたいと思います。相談いただいた際は、解約に向けたアドバイス等に努めてまいりたいと考えております。

次に「儲け話に関するトラブル」でございます。こちらも相変わらずございまして、動画配信等で、「副業で誰でも簡単に稼げる」という旨の案内がありまして、その副業の際に、登録費用や情報商材費用というような形での高額な金額を要求されるというものになっております。こちらの消費生活相談を受けた際は、解約に向けたアドバイスを行っている状況でございます。

3ページでございます。

「3 悪質商法等被害防止対策の具体的な取組」ということで、令和6年度の予定でございます。

こちらの「（1）啓発・事業」について、一般向けということで、毎年、年に5回、「くらしのEye」を発行しております。今年は5月に発行しておりまして、残りは4回となります。昨年は、6月・8月・10月・12月・3月という形で5回発行している状況でございます。

青色回転灯装備パトロールカーによって、悪質商法被害防止啓発のアナウンスの実施を通年で行っております。その際に、そのときに流行しているような、例えば、屋根の悪質商法などについてアナウンスしたり、被害が頻発している地域について重点的に回ったりというような形で啓発に努めているところでございます。

SNSでの情報発信及び情報提供でございますが、こちらは、随時、区の公式LINE及びX（旧Twitter）を活用し、発信をしております。

区民と区長との懇談会で、注意喚起のリーフレット等も配布しております。

続きまして、若者向けでございます。

こちらは、小中学生、小学校は小学6年生、中学校は中学1年生に、消費者教育の副読本を配布しまして、授業等での活用をお願いしております。

ほかに、若者向け啓発リーフレットの配布ですが、こちら区内の私立・公立の全高校生に向けて、リーフレットを配布しております。併せて区内の各施設にもこちらを置いております。成人を迎える方へということで、高校3年生向けにリーフレットを配布しております。

また、高校・特別支援学校・専門学校・新入社員向け研修等に、講師派遣の依頼がありましたら、こちら消費生活相談員の派遣をいたしまして、さまざまな啓発の講義を行っております。例年、都立の学校で1校という依頼をいただいておりますが、さらに広がっていくよう、啓発に努めていきたいと考えております。

次に、高齢者向けです。

高齢者向けの啓発リーフレットにつきまして、おとしより保健福祉センターと地域包括支援センター等にリーフレットを配布しております。

また、老人クラブ等、悪質商法の講師派遣の依頼がございましたら、こちらの消費生活相談員でお伺いしまして、そういった講義をしているところでございます。昨年度実績では3回でしたが、さらに広がるように、周知にご協力お願いしたいと思っております。

高齢者見守り関係者に向けて、「ネットワーク通信」です。民生・児童委員の皆さまに、「ネットワーク通信」を配布いたしまして、皆様で情報共有に努めております。こちら引き続き行

っていきますので、よろしくお願いいたします。

「（２）高齢者関係機関と警察、消費者センターとの連携」でございますが、こちら、区高齢者福祉関係部署や介護事業者等によって、トラブル解決について、個人情報の取扱に注意しつつ、随時、情報共有及び連携しているところでございます。

消費生活相談事業のＰＲについて、おとしより相談センター長連絡会議及びひとり暮らし高齢者見守り連絡会議の中で、注意喚起の依頼をさせていただいております。

警察署生活安全課の方と消費者センターで、定例的な情報連絡会を実施しております。今年度については２月頃を予定しております。

続きまして、資料の４－２です。

消費生活相談の件数でございますが、参考までに後ほどご覧いただければと思います。

資料４－３については、それぞれ年齢別の相談件数になっております。

年齢別でございますが、こちらの相談対象になった方の年齢という形になっております。例えば、１０歳未満の場合は、保護者からのご相談があったものについて、こちらの方（１０歳未満）に計上するというものになっております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

会長

以上で報告事項を終了させていただきます。ただいまの報告について、ご質問・ご意見等ございますと思いますが、後ほど一括してご発言いただきたいと思います。

次に、議事に入りたいと思います。

「令和６年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）」について、板橋区防災危機管理課長から説明申し上げます。

４ 議題

令和６年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）（資料５）

防災危機管理課長

それでは、「令和６年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）」についてご説明をさせていただきます。資料５をご覧ください。着座にて失礼いたします。

まず、「１ 活動方針」でございます。（１）「いたばし生活安全都市宣言」で宣言している「地域防犯力の向上」を図るため、板橋区や関係機関・団体は、意識啓発活動を積極的に進める。（２）生活安全協議会は、共通の事業を行い、関係機関・団体の連携を強めるとともに、地域ぐるみの運動につなげる。（３）重点項目を決めて専門部会を設置し、事業計画に基づき効果的に活動を行うとともに、地域ぐるみで犯罪の防止を図る。

続いて、「２ 重点項目」でございます。

「（１）特殊詐欺・悪質商法対策」でございます。特殊詐欺の令和５年の被害件数・被害総額は、どちらも令和４年と比べると増加しております。特に、被害件数としましては、２３区中４番目に多い結果となっております。引き続き関係機関と連携し、地域ぐるみの対策を講じてまいります。また、令和５年度の消費者センターの相談件数は、先ほどご報告がありましたが、令和４年度に比べるとわずかに減少しておりますが、悪質商法については、多様な広告をきっかけとした商品購入トラブル等が増加しております。こちらについても引き続き、現役世代から高齢者までの幅広い世代へ、ＳＮＳ等を活用した広報活動や注意喚起に努めてまいります。

「（２）子どもに対する犯罪防止対策」でございます。令和５年の被害につきましては、認知件数６件となっており、令和４年と比べて１件増加しております。また、犯罪被害にまでに至らない前兆事案といたしまして、子どもに対する声かけ等が多数発生している状況でございます。こちらに関しましても、引き続き講習会の開催をはじめ、小中学校と連携した登下校時の警戒強化等を実施いたしまして、子どもに対する犯罪の防止意識啓発に努めてまいります。

「（３）火災予防対策」でございます。令和５年の火災による死者数、火災件数は、いずれも令和４年に比べて増加しております。先ほどご説明のありました火災原因の多くを占めている電気火災や放火を初めとした各火災原因における注意喚起対策の広報を実施してまいります。

２ページにお進みいただければと思います。

「３ 事業計画」でございます。

初めに「（１）令和６年度板橋区生活安全協議会専門部会」でございます。板橋区の安心・安全を推進させるため、専門部会委員と区、警察署、消防署の担当課長により具体的かつ実効性のある施策を議論する専門部会を設置いたします。令和６年度につきましても、１年間の犯罪、火災の統計がまとまる２月に専門部会を開催いたしまして、統計に基づいた施策を集中的に議論したいと考えております。

次に、「（２）区、関係機関・団体の共同事業」でございます。①から⑥までの事業が掲載されておりますが、抜粋してご説明をさせていただきます。

「①地域安全マップ作製講習会」につきましては、去る６月２２日に区役所とその周辺で開催をさせていただきまして、小学校ＰＴＡとその児童３４名の方にご参加いただきました。

「②犯罪抑止生活安全のつどい」につきましては、１０月７日（月）に、区立文化会館大ホールで開催する予定となっております。内容につきましては、現在検討を進めているところでございます。

「③生活安全の日キャンペーン」につきましては、１２月２０日（金）頃の開催を予定しておりますが、内容会場等は現在検討中のため、未定となっております。

３ページにお進みいただければと思います。

「⑤防犯設備の整備補助」でございますが、こちら先ほどご説明しましたとおり、防犯カメラの設置費用について、令和６年度から３か年、東京都の補助率が引き上げとなっております。これを機に、防犯カメラの新規設置及び更新をご検討いただければと存じます。

「⑥防犯カメラの維持管理費等補助金」についても、令和６年度から、移設費が東京都の補助制度の対象に含まれることになったほか、補助額が増額となっております。こちら積極的に補助金をご活用いただければと存じます。

４ページにお進みいただければと思います。

「（３）区の実施事業」でございます。

「①板橋区総合安心・安全パトロール」は、先ほど活動報告でも説明させていただきました、青色防犯パトロールカーによる巡回警備となります。令和６年度も引き続き実施してまいります。

「②詐欺対策機器購入費補助」及び「③簡易型自動通話録音機の配布」につきましても、特殊詐欺対策として継続して実施してまいります。

「④親子体験型防犯教室（親子で体験あんぜん教室）」につきましては、来年２月頃の開催を予定しております。

５ページへお進みください。

「⑤いたばし子ども見守り隊・スクールガード」及び「⑥通学路防犯カメラの設置」につきましても継続して実施してまいります。

最後に、「（４）区、関係機関による広報活動等」でございますが、記載のとおり、広報いたばしや区ホームページ、さらに、防災メールや区公式ＬＩＮＥなどのＳＮＳのほか、スマートフォンアプリなど、さまざまな媒体を活用いたしまして、若者から高齢者までの幅広い世代に向けて、引き続き広報活動や注意喚起に積極的に努めてまいります。

以上の取組について、関係機関及び団体の皆様と協働し、今年度推進してまいりたいと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

ただいま、「令和６年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）」について説明がございました。先ほどの報告事項も含めて、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑応答

質問 区議会企画総務委員長

私は2点、救急車ひっ迫アラートの件と防犯カメラの件であります。

まず、救急車ひっ迫アラートについてですが、区の情報発信ツールを活用しているということは理解しましたが、他の手段として、どのような方法で、区民の皆様にお伝えしているのかということを確認したいと思います。

回答 防災危機管理課長

救急車ひっ迫アラートにつきまして、区のご紹介させていただきます。先ほどご紹介ありました7月1日に救急車ひっ迫アラートが出たというところで、区といたしましても、消防署からの情報を基に、区の防災メール・LINEで区民の方に周知を図ったところでございます。やはり、こうした状況の中、今後、熱中症も増えてくる状況と考えられますので、救急車の適切な利用について、区民の皆さんに引き続き、いろいろな機会を設けて、周知を図っていきたいと考えております。

回答 板橋消防署災害対策調整担当課長

消防署といたしましては、区との連携のほかにも、いろいろなところに広報をしているところでございます。例えば、板橋駅西口を出たところに大きなポスターを貼らせていただいております。また、消防署でおおよそ畳一畳くらいの大きさのポスター・垂れ幕を作りまして、いろいろな行事・イベント等々で広報させていただくようにしております。

質問 区議会企画総務委員長

アラートですから、例えば、「ただいま救急車ひっ迫アラート発表中です」というものが、本来のアラートの目的だと私は思うのですが、その辺りのタイムリーな発信ということは何かされていますか。区では、情報発信ツール（防災メール及び区公式LINE等）で、都度発信しているというふうに思うのですが。

回答 板橋消防署災害対策調整担当課長

はい。おっしゃるとおり、救急車ひっ迫アラートを瞬時に皆様にお伝えしたいということで、まず、東京消防庁のホームページ及び公式アプリで救急車ひっ迫アラートの発信をしております。それを受けて、瞬時に区民全員伝えるように区の防災メール及び区公式LINEで広報しているという現状でございます。

質問 板橋区議会企画総務委員長

そうすると、東京消防庁からの発信よりも、区の情報発信ツール（防災メール及び区公式LINE等）が一番個々の区民の方に伝わるので非常に重要な役割があると思いました。

もう1点は、防犯カメラの設置についてです。これは逆に、町会・自治会、商店街の皆様にお伺いしたいのですが、今回、設置補助やランニングコスト（移設費）は補助率アップしていただいたところでありますが、そもそもの負担感っていうのは、重いなと感じていらっしゃるのか、これぐらいだったら町会・自治会、商店街でも負担できるというレベルのものなのか、そのあたりのご意見、どなたかご意見いただければと思います。

回答 志村防犯協会

防犯カメラの件ですが、5年前に私が所属している町会内に5台の防犯カメラを設置しました。それで、今まで、警察署の方から「この辺りに犯人が逃げたので防犯カメラを見せてください」と、2件ほど照会依頼がありました。

しかし、防犯カメラの保証期間が切れたタイミングで、故障した防犯カメラがありました。早

く修理したいと思ったので、業者に確認したところ、1台当たり13万円近く費用がかかるということで、町会では難しいという話になってしまいました。設置の際は、補助金を出していただき、5台で約35万円の負担で防犯カメラを設置できたのですが、修理についての補助制度が無いとなると、修理費用の負担が難しく、修理できない状況が続いています。区で、修理についての補助金を出していただけると非常に助かります。よろしくお願いいたします。

回答 防災危機管理課長

やはり、防犯カメラは雨ざらしになっているようなものですので、故障も出てくるのかなというところは、想定される範囲内だと思います。ただ、板橋区では、修理費用や保守点検に関する補助制度は無いことが現状であります。先ほどご説明しましたように、一定期間（7年）経過いたしますと、更新（いわゆる買替）という形での補助金は使えるような形となっております。修理については他の自治体との事例等も今後確認をさせていただいて、検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問 板橋区青少年健全育成地区委員会連合会

防犯カメラ30台くらいを設置しまして、もう8年ぐらい経っております。もう、今更新の時期に来ておりまして、資料を確認しましたところ、上限が500万円ということで、これは1年に1回ということによろしいですか。

回答 防災危機管理課長

はい。お見込みのとおり、1年に1回そういう形で補助金の申請ができることになっております。例えば計画的に2～3か年にわたって計画的に更新（買替）していただくことも可能でございます。特に、令和6～8年度まで、東京都の補助金が高くなっておりまして、これまで、申請団体の負担が6分の1だったものが、12分の1という形となっております。

また、維持管理費の補助制度も使っていただくのが可能でございます。ですので、ぜひ、ご活用いただきたいというものと、詳細については、防災危機管理課にお気軽にご質問いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問 公募委員①

「資料5 令和6年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）」「2 重点項目」「（2）子どもに対する犯罪防止対策」について、お尋ねをしたいと思います。先ほどの説明の中で、子どもへの悪質な声かけが増加傾向という説明がございました。令和6年になって増えているということで、1月から6月でどの程度件数が増えているのかということ、登下校時の警戒強化ということで青色防犯パトロールカーによるもの、スクールガードによるもの、ということいろいろ書かれておりますが、具体的に強化を図っていくということになりますと、1人での登下校が、非常に危ないのかなというふうに考えております。私が考える中では、集団登下校ということも一つの考え方かなというふうに思いますが、具体的にはどのようなことを考えているのか、そこも含めて教えていただければというふうに思います。

回答 志村警察署生活安全課長。

ただいまの子どもに対する犯罪の件数について、手集計ではありますが、今年に入りまして板橋区内三警察署併せて8件（昨年は3件）発生しております。取組になりますが、子どもの声かけにつきましては、メールけいしちょう及び防犯アプリ「Digi Police」での情報発信、併せて、区と連携したそれぞれの登録促進を行っている状況でございます。

回答 防災危機管理課長

声かけ等への対策としましては、各学校及びその地域との連携・連絡調整を密にさせていただきながら、必要に応じて、ご提案のありました集団登下校等、学校の方と今後協議を進めていく必要があろうかと思っておりますので、そこも含めて進めさせていただきたいと思っております。

質問 公募委員②

小学生等子どもたちに対する犯罪が増えているとお聞きしました。今の子どもたちは、必ずしも昼間だけではなく、夕方から夜にかけて、親の送迎等もなく、一人で塾に通ったり習い事に行ったりする子どもも多いと思います。また、夏は、19時頃までは明るいですが、冬は16時半頃には暗くなってしまいます。そうすると、昼間は、周りの眼があるので大丈夫かもしれないですが、夕方から夜にかけて、そういった外出をする子どもたちを犯罪から守るにはどうしたらいいのかという視点も大切なのではないかと思います。これについて、どうお考えですか。

回答 防災危機管理課長

ご指摘も確かにそのとおりだなと思って聞いておりました。

やはり、お子様の昼間だけじゃなくて、特に夜間に塾や習い事等に通うという例は多数あると思います。そういった部分について、区としてできることとしては、「最近の犯罪発生情報」という形で、毎週、メールやLINE等で周知をさせていただいております。ぜひ、皆様もご登録いただいて、こういった情報の収集、把握に努めていただきたいと思います。他に、青色防犯パトロールカーによる巡回警備など、これまでの事業の取組を継続して、さらに強化をしてまいりたいと思います。

ただ、区としてできることだけでも、どうしても制約が出てくることも考えられます。そういった中で、まさにこういった生活安全協議会というこの各関係機関の皆様、そして地域の皆様が、協力して、「子どもたちを守る」という視点で、今後も取組を進めていただければ、区としても、子どもたちを守る取組に繋がっていきますので、ぜひ、ご協力いただきますようお願いいたします。

質問 公募委員②

追加で失礼します。

例えば、塾などの施設に対して、青色防犯パトロールカーによる見守りというのはなかなか難しいと思います。ですから、それを私たち、PTAなど地域の方々が、塾や習い事等の教室に向いて、教室の先生等に対し、チラシを配る等、そういった防犯に関する声かけ等を依頼するというのも大切なのではないかと思います。

回答 防災危機管理課長

区といたしましても、例えば、そういった塾ですとか、そういったところに機会があればそういったお話をさせていただきたいと思います。また、私が先ほど申し上げたのは、区だけではなくて、地域やご家庭の中で、防犯に対する意識醸成を常日頃から行っていただくことで、「地域防犯力の向上」について、より効果が上がっていくのかなと思います。ぜひ、よろしく願いしたいと思います。

質問 板橋産業連合会理事

消費者センターのことについてです。過去の資料で、水道トラブルについて、悪質な請求があったという事例が出ていたと思います。今回、資料4に書かれていることは、賃貸住宅の原状回復費用等、不動産賃貸に関する相談が多いですとか、工事や建築に関する相談が上位にあるということが書かれています。事業者の立場から言わせていただきたいのですが、本当に悪質な消費者もとても増えております。消費者センターに相談すると賃貸住宅のことで言うと、「大家さんや事業者は悪い人」という構図ができている前提で、相談に乗っていただいているところがあるのかなというのをすごく感じています。

私たちの事例でいうと、上階の部屋から水がずっと下の階に垂れていて、上階の方に（部屋を）ちょっと見せてほしい旨をお願いしたら、その方は、「消費者センターに相談したところ、管理会社の言うことなんか聞く必要ない。見せる必要ない。」と話すので、下の階の方も3か月近くの間上階から水が垂れている状態で生活されていました。上階の方に部屋を見せてもらうため、

弁護士に依頼し、書面で連絡を行い、3か月後に、部屋を確認できたのですが、単にキッチンの排水ダクトが抜けていただけでした。そのときは、さすがに消費者センターに電話して、「このような相談があった際に、どのようにお返事しているのですか」と、お聞きしました。単純に管理会社から何か言われたときに、管理会社の言うことは聞く必要がないような指導を受けたという方や自分で呼んだ水漏れ解消の工事に対して、「この料金は本当に正しいかどうかわからないから払えない」という方など、そういった消費者が多いと感じています。事業者の方も大家さんも、年金代わりに賃貸住宅の収入で細々と暮らしている方も多いです。悪質な不動産業者も確かにまだいるのかもしれませんが、私たちとしても、（信用できないようであれば）消費者に資料や写真を渡して、「納得できるように相談に行ってください」と伝えています。資料4を見ると、ほとんどの相談が電話だということで驚きました。

本当に悪質な消費者が近頃増えていて、困っているという事業者の事情もありますので、その相談が本当に正しい相談なのか等、考えていただきたいと思います。消費者センターの方と話した時には、消費者センターからのお墨付きをもらって、無茶なことを言うために、電話をかけてくるような相談者も確かに多いという話は聞きました。事業者も一区民ですので、ぜひ、中立の立場で相談に応じてほしいと思います。

回答 くらしと観光課長

まず、資料4の補足です。こちらの相談件数についてですが、事業者が悪いもののみを計上しているのではなく、単純にご相談いただいた件数を計上しております。そのため、消費者側に瑕疵があった場合の相談も含めて件数に計上されているということを報告させていただきます。

また、消費者センターのそういった対応について、対応している消費生活相談員も、国民生活センター等の研修でいろいろな事例を学んでいるところではございますが、そういったところで、公平な立場に立って対応するというところが、足りなかったのかなと、今のお話を聞いて感じたところでございます。そこについては、今後、消費生活相談員も、あらゆる事例を踏まえて、ブラッシュアップを行い、公平な立場で対応するということを突き詰めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

質問 板橋区立小学校PTA連合会

最近、私の個人メールにすごくよく来るのが、大手の銀行やクレジットカード会社を名乗った、「不正利用があったので、こちらに連絡をください。」という旨のメールがきます。カードの情報等を知りたいのだろうなという文面なのですが、とてもよくきます。この前は、パソコンのセキュリティの期限が切れたので、ちょうど更新料金を払った後でしたが、「50万円足りていないので、もう1回支払ってください」という旨のメールがきて、これもきっと詐欺だと思って支払っていないのですが、職場の人は、まさに似たような詐欺に支払おうとしていました。こういった事例が、資料2の詐欺の認知件数に入っているのかということやどのぐらいの被害があるのだろうと思いました。

回答 志村警察署生活安全課長

資料2の認知件数とは、実際に区民等皆様からの相談を受け、警察署が届出を受理した件数になっております。そのため、そういったメールが届くことは多数あると思いますが、届いたということだけでは、件数に計上されておられません。

また、実際に被害に遭われてしまった場合は、警察署に相談していただきますよう、お願いします。

質問 公募委員②

救急車ひっ迫アラートに関して、私は板橋区公式LINEを登録していますが、登録していない区民の方も多と思います。そうすると、区の防災無線での注意喚起が有効ではないかと思います。一番熱中症になりやすい高齢者の方々が、スマートフォンを持っているのか、板橋区公式LINEを登録しているのかを考えると不安に思います。やはり、防災無線として、耳に届くこ

とが良いのではないかと思います。

回答 防災危機管理課長

防災無線については、災害時等、屋外にいる方に対して、効果的にそういった注意を呼びかけるという手法の一つとして、使用しているところでございます。

ただ一方で、救急車ひっ迫アラートについて、屋外にいる人への注意喚起について、もちろん効果はあるのかもしれないですが、その使用については、ある程度一定の線引きをしないといけないと思っております。その点については、今後、防災無線を使う云々ではなく、効果的な周知の方法について、消防署も含めて改めて検討してまいりたいと思います。

質問 板橋区議会企画総務委員長

防犯カメラの補助金についてです。我々、区議会といたしましては、区民の皆さんから要望を受けて、議長を中心に、特別区の議長会として、これから都庁に陳情に伺うというように思っております。この板橋区生活安全協議会から、防犯カメラのランニングコストの負担感や補助金の使い勝手の問題等、議論が出ておりまして、防犯カメラは主に犯罪捜査に使っていくことになると思いますので、区内各警察署の皆さんにおかれましては、東京都がさらに負担をしていただけるよう、ぜひ財政当局にお伝えいただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

回答 板橋警察署生活安全課長

防犯カメラの関係につきましては、本当に今いろいろな犯罪に関して、非常に我々警察官役立っております。いろいろな犯罪がありますけれども、商店街の皆様、それから地域の皆様が、本当に積極的に情報提供していただいております。我々が捜査員としてやり始めた頃よりも格段に捜査に結び付くものは出ております。捜査を指揮する立場として、この場をお借りして、お礼を申し上げたいと思っております。

ご質問に正対する前に、いつも捜査員に我々が指導していることは、必ず防犯カメラの映像照会等、ご協力をいただいた皆様には、きちんとお礼をなさいます。また、捜査の内容によってはお答えできない内容もあるけれども、可能な限り、ご協力していただいた皆様には、その結果が気になっているはずだから、無事解決したことや犯人が見つかったこと等、細かいことは言えないにしても、捜査だけでなく、最後まで挨拶や感謝をするようにと指導しております。

今の板橋区議会企画総務委員長のご質問に関して、やはり、防犯カメラの設置促進については、犯罪認知件数が高い時代から、生活安全部という本部の方が主体となって促進をしています。今も、こういった自治体の方と協力して働きかけを行っておりますので、警視庁本部の生活安全総務課という所管する部署に、板橋区生活安全協議会を通じてそういったご要望があったということ、警察署から報告させていただきたいと思っております。

—質問、意見なし—

会長

たくさんのご意見から、いろいろ課題も見えてまいりました。大変ありがとうございました。この程度で質疑応答を終了したいと思います。

それでは、「令和6年度の板橋区生活安全協議会活動方針」について、皆様にお諮りをしたいと思います。賛成の方はぜひ拍手をもってお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

—拍手—

ありがとうございました。全員から拍手をいただきました。よって、活動方針については、この内容のとおり、今いただきました内容も含めて、具体的な計画を進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の議事を終了といたします。皆様のご協力に心から感謝した

いと思います。今後ともご協力をお願い申し上げたいと思います。事務連絡等ございましたら、事務局からお願いいたします。

防災危機管理課長

会長ありがとうございました。先ほど、ご決定いただきました方針に基づき、今年度の活動を実施してまいりたいと思います。

それでは、これにて本日の協議会は終了とさせていただきます。皆様、本日はご多忙の中、令和6年度板橋区生活安全協議会にご出席いただきまして、ありがとうございました。